

府子本 9 1 2 号
2 9 初幼教第 1 1 号
子保発 1 1 1 0 第 1 号
子子発 1 1 1 0 第 1 号
子家発 1 1 1 0 第 1 号
平成 29 年 11 月 10 日

各 都 道 府 県 民 生 主 管 部 （ 局 ）
各 都 道 府 県 児 童 福 祉 主 管 部 （ 局 ）
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 （ 局 ）
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 認 定 こ ど も 園 担 当 部 （ 局 ） の長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 民 生 主 管 部 （ 局 ）
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 児 童 福 祉 主 管 部 （ 局 ）
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 認 定 こ ど も 園 担 当 部 （ 局 ）

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部
参 事 官 （ 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 担 当 ）
（ 公 印 省 略 ）
内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部
参 事 官 （ 認 定 こ ど も 園 担 当 ）
（ 公 印 省 略 ）
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 幼 児 教 育 課 長
（ 公 印 省 略 ）
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 健 康 教 育 ・ 食 育 課 長
（ 公 印 省 略 ）
厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 保 育 課 長
（ 公 印 省 略 ）
厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 子 育 て 支 援 課 長
（ 公 印 省 略 ）
厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 家 庭 福 祉 課 長
（ 公 印 省 略 ）

特定教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む。以下同じ。）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。また、今般、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令 123 号。以下「改正省令」という。）が施行されたことに伴い、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されたところである。

特定教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応について、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 文科初第 1785 号）及び今般の児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、平成 29 年 11 月 10 日より下記の取扱いと整理したので、御了知の上、管内市町村及び施設・事業者に対する周知をお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

また、「特定教育・保育施設等における事故の報告について」（平成 27 年 2 月 16 日府政共生 96 号、26 初幼教第 30 号、雇児保発 0216 第 1 号）、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について」（平成 27 年 3 月 27 日雇児育発 0327 第 1 号）、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における事故の報告等について」（平成 27 年 3 月 27 日雇児職発 0327 第 1 号）及び「子育て短期支援事業における事故の報告等について」（平成 27 年 3 月 27 日雇児福発 0327 第 2 号）は本通知の施行に伴い廃止する。

記

1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 文科初第 1785 号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限をもつ自治体、子どもの家族等に連絡を行うこと。

また、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）及び認可外保育施設については、改正省令による改正後の児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、2 から 7 までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

- ・ 特定教育・保育施設
- ・ 幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）
- ・ 特定地域型保育事業
- ・ 延長保育事業、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業
- ・ 認可外保育施設

3. 報告の対象となる重大事故の範囲

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、I C Uに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

4. 報告様式

- ・ 放課後児童クラブ 別紙 1 のとおり。
- ・ 子育て短期支援事業 別紙 2 のとおり。
- ・ ファミリー・サポート・センター事業 別紙 3 のとおり。
- ・ 上記以外 別紙 4 のとおり。

5. 報告期限（※別紙 5 参照）

国への第 1 報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第 2 報は原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

6. 報告のルート（※別紙 5 参照）

- 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、延長保育事業、放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センター事業

施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。ま

た、都道府県は国へ報告を行うこと。

○ 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）

施設から都道府県へ報告することとし、都道府県は国へ報告を行うこと。

○ 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。市町村（指定都市、児童相談所設置市又は中核市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、児童相談所設置市又は中核市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、児童相談所設置市又は中核市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市）へ報告し、都道府県（指定都市、児童相談所設置市又は中核市を含む。）は国へ報告を行うこと。

○ 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、児童相談所設置市又は中核市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市）へ報告し、都道府県（指定都市、児童相談所設置市又は中核市を含む。）は国へ報告を行うこと。また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。

7. 国の報告先

（1）6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、児童相談所設置市又は中核市を含む。）は、別紙1～4により、各施設・事業の所管省庁である内閣府、文部科学省又は厚生労働省へ報告すること。詳細な報告先については、以下を参照すること。

① 特定教育・保育施設等

- ・ 幼保連携型認定こども園及び企業主導型保育事業については内閣府
- ・ 幼稚園及び幼稚園型認定こども園については文部科学省
- ・ 特定教育・保育施設（認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）及び幼稚園を除く。）、特定地域型保育事業及び認可外保育施設（企業主導型保育事業を行う施設を除く。）については厚生労働省

② 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 幼保連携型認定こども園で実施する場合については内閣府
- ・ 幼稚園型認定こども園、幼稚園で実施する場合については文部科学省
- ・ それ以外の場合については厚生労働省

(幼保連携型認定こども園について)

内閣府 子ども・子育て本部

TEL : 03-5253-2111 (内線38445)

FAX : 03-3581-2808

E-mail : kodomokosodate1@cao.go.jp

(企業主導型保育事業について)

内閣府 子ども・子育て本部

TEL : 03-5253-2111 (内線38349)

FAX : 03-3581-2808

E-mail : kodomokosodate1@cao.go.jp

(幼稚園・幼稚園型認定こども園の教育活動中の事故について)

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課

TEL : 03-5253-4111 (内線3136)

FAX : 03-6734-3736

E-mail : youji@mext.go.jp

(幼稚園・幼稚園型認定こども園への通園中や園における製品に関する事故、
園の安全管理に関する事故について)

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課

TEL : 03-5253-4111 (内線2917)

FAX : 03-6734-3794

E-mail : anzen@mext.go.jp

(特定教育・保育施設(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園を除く。)、
地域型保育事業、一時預かり事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)又
は幼稚園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(認定こども園(幼保連携型、
幼稚園型)又は幼稚園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主
導型保育事業を行う施設を除く。))について)

厚生労働省 子ども家庭局 保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線7947)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuanzen@mhlw.go.jp

(放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センター事業について)

厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課

TEL : 03-5253-1111

(放課後児童クラブ 内線４８４７、
ファミリー・サポート・センター事業 内線４９６５)
FAX：０３－３５９５－２７４９
E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp(放課後児童クラブ)

(子育て短期支援事業について)
厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室
TEL：０３－５２５３－１１１１（内線４８８７）
FAX：０３－３５９５－２６６３
E-mail：bosijiritusien@mhlw.go.jp

- (２) 施設又は事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別紙１～４により消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。

(消費者安全法に基づく事故通知について)
消費者庁 消費者安全課
TEL：０３－３５０７－９２０１
FAX：０３－３５０７－９２９０
E-mail：i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

８．公表等

都道府県・市町村は、報告のあった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。併せて、再発防止策についての好事例は内閣府、文部科学省又は厚生労働省へそれぞれ情報提供すること。なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、６により報告された情報については、全体として内閣府において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別添】

◎教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

- ・事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

教育・保育施設等 事故報告様式 (Ver.2) *水色枠内はプルダウンメニューから選択してください 【別紙4】

事故報告日				報告回数					
認可・認可外				施設・事業種別					
自治体名				施設名					
所在地				開設(認可)年月日					
設置者 (社名・法人名・自治体名等)				代表者名					
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計	
教育・保育従事者数		名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名			
うち常勤教育・保育従事者		名		うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名			
保育室等の面積	乳児室	m ²	ほふく室	m ²	保育室	m ²	遊戯室	m ²	
		m ²		m ²		m ²		m ²	
発生時の体制			名	教育・保育従事者		名	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士	名	
	異年齢構成 の場合の内 訳	0歳	名	1歳	名	2歳	名	3歳	名
		4歳	名	5歳以上	名	学童	名		
事故発生日				事故発生時間帯					
子どもの年齢 (月齢)	所属クラス			入園・入所年月日					
子どもの性別				事故誘因					
事故の転帰				(負傷の場合) 負傷状況					
(死亡の場合) 死因				(負傷の場合) 受傷部位					
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】								
	【病状】								
	【既往症】				病院名				
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)									
発生場所									
発生時状況									
発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)									
当該事故に 特徴的な事項									
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)									

※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。

※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

教育・保育施設等 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目		記載欄【選択肢の具体的内容を記載】	
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無		(具体的内容記載欄)	
	事故予防に関する研修		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	職員配置		(具体的内容記載欄)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	遊具の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	玩具の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
環境面 (教育・保育の状況等)	教育・保育の状況			
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
人的面 (担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士、保育従事者、職員の状況)	対象児の動き		(具体的内容記載欄)	
	担当職員の動き		(具体的内容記載欄)	
	他の職員の動き		(具体的内容記載欄)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
【所管自治体必須記載欄】 事故発生の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。				

《事故報告様式送付先》

- 幼保連携型認定こども園及び企業主導型保育事業について
 - ・ 内閣府 子ども・子育て本部 (FAX:03-3581-2808 Email:kodomokosodate1@cao.go.jp)
- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園の教育活動中の事故について
 - ・ 文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 (FAX:03-6734-3736 Email:youji@mext.go.jp)
- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園への通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について
 - ・ 文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 (FAX:03-6734-3794 Email:anzen@mext.go.jp)
- 認可保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、地域型保育事業、一時預かり事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、病児保育事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業について
 - ・ 厚生労働省 子ども家庭局 保育課 (FAX:03-3595-2674 Email:hoikuanzen@mhlw.go.jp)
- こちらへも報告してください
 - ・ 消費者庁 消費者安全課 (FAX:03-3507-9290 Email:i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)

教育・保育施設等 事故報告様式 (Ver.2) *水色枠内はプルダウンメニューから選択してください【別紙4】

事故報告日					報告回数				
認可・認可外					施設・事業種別				
自治体名		〇〇県 〇〇市 (必ず都道府県名を入れてください)			施設名		〇〇〇〇〇認定こども園		
所在地		〇〇市〇〇1-1-1			開設(認可)年月日		昭和〇〇年〇月〇日		
設置者 (社名・法人名・自治体名等)		〇〇法人〇〇会			代表者名		〇〇 〇〇		
在籍子ども数		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計
		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
教育・保育従事者数		名			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名		
うち常勤教育・保育従事者		名			うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名		
保育室等の面積		乳児室 m ²		ほふく室 m ²		保育室 m ²		遊戯室 m ²	
		m ²		m ²		m ²		m ²	
発生時の体制				名		教育・保育従事者		名	
						うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士			
異年齢構成 の場合の内 訳		0歳 名		1歳 名		2歳 名		3歳 名	
		4歳 名		5歳以上 名		学童 名			
事故発生日					事故発生時間帯				
子どもの年齢 (月齢)	所属クラス				入園・入所年月日				
子どもの性別					事故誘因				
事故の転帰					(負傷の場合) 負傷状況				
(死亡の場合) 死因					(負傷の場合) 受傷部位				
病状・死因等 (既往歴)		【診断名】		SIDSについては確定診断が出された時のみ記載すること					
		【病状】		SIDS疑いの場合は病状として記載してください					
		【既往症】				病院名			
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)		※事故と因子関係がある場合の、当該児童の教育・保育において留意が必要な事項(気管切開による吸引等の医療行為、経過観察中の疾病名等)についても、この特記事項へ記載してください							
発生場所									
発生時状況									
発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)		(記載例) 15:20 本児はケーキ(縦2cm、横2cm、厚さ2cm)をほおぼりながら食べるという食べ方をしていた。2つ目に手を伸ばし、食べていた。この時、担任保育士は少し離れた場所で他児の世話をしていた。ケーキを食べた本児が急に声を出した泣き出した。保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。 15:25 看護師を部屋に呼んだ後、救急車を要請。口に手を入れ開かせた。背中を強く叩いたが、何も出てこない。泣き声が次第にかすれ声になり、体が硬直してきた。 看護師が到着した頃に、チアノーゼの症状が見られた。呼吸困難で、手は脱力した状態であると確認した。看護師が脈をとるとかなり微弱で、瞳孔が拡大している。本児がぐったりとし、顔等が冷たいのを確認。心臓を確認すると、止まっている様に感じ、心臓マッサージを行う。 15:33 救急隊が到着し、心肺蘇生等を実施し、病院へ搬送。 15:45 病院到着。意識不明であり、入院。 〇月〇日 意識が回復しないまま死亡。							
当該事故に 特徴的な事項		(記載例) 普段は0歳児クラスで保育していたが、この日は1歳児クラスと合同で保育していた。							

発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合には その予定(実績)を含む)	(記載例) ・園の対応 ○/○ 保育園において児童の保護者と面談 ○/○ 保育園で保護者説明会 ○/○ 理事会で園長が説明 ・市の対応 ○/○ 記者クラブへ概要を説明
--	---

※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の原因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。

※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

教育・保育施設等 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目		記載欄【選択肢の具体的内容を記載】	
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無		(具体的内容記載欄) マニュアルや指針の名称を記載してください	
	事故予防に関する研修		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄) ※実施している場合は、研修内容・対象者・講師等も簡単に記載してください
	職員配置		(具体的内容記載欄) 事故発生時ではなく、事故発生当日の保育体制としての配置人数について記載してください	
	その他考えられる要因・分析、特記事項		当該事故に関連する要因や特記がある場合、必ず記入してください	
	改善策【必須】		要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合もその理由を記載してください	
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。
	遊具の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。また、遊具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください
	玩具の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。また、玩具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください
	その他考えられる要因・分析、特記事項		寝具の種類(コット、布団(堅さも)、ベビーベット、ラックなど)、睡眠チェックの方法(頻度など)、児童の発達状況(寝返り開始前、寝返り開始から日が浅い場合は経過日数、自由に動けるなど)等、乳児の睡眠環境については、特に詳細に記載すること。分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。	
	改善策【必須】		要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください	
環境面 (教育・保育の状況等)	教育・保育の状況		運動会の練習中、午睡後の集団遊び中、等具体的な保育状況を記載してください	
	その他考えられる要因・分析、特記事項		分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。	
	改善策【必須】		要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください	
人的面 (担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士、保育従事者、職員の状況)	対象児の動き		(具体的内容記載欄) なぜそのような行動をとったのかを明らかにするため、具体的に記載してください(例;朝、母親より風邪気味と申し送りあり、いつもは外遊びをするが室内で遊んでいた等)	
	担当職員の動き		(具体的内容記載欄) なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください(例;雲梯の反対側で対象児ともう一人の児童を見ていたが、対象児が落下する瞬間に手を差し伸べたが間に合わなかった等)	
	他の職員の動き		(具体的内容記載欄) なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載をしてください(例;園庭で他児のトラブルに対応していたため、見ていなかった等)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項		分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。	
	改善策【必須】		要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください	
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項		分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。	
	改善策【必須】		要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください。	

【所管自治体必須記載欄】 事故発生の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。	自治体の立ち入り検査や第三者評価の結果、勧告や改善命令などの履歴があるかどうか、その結果や改善勧告への対応、今後の研修計画等あればその内容等、所管自治体として把握していること、取り組んでいることも含めて記載してください
--	--

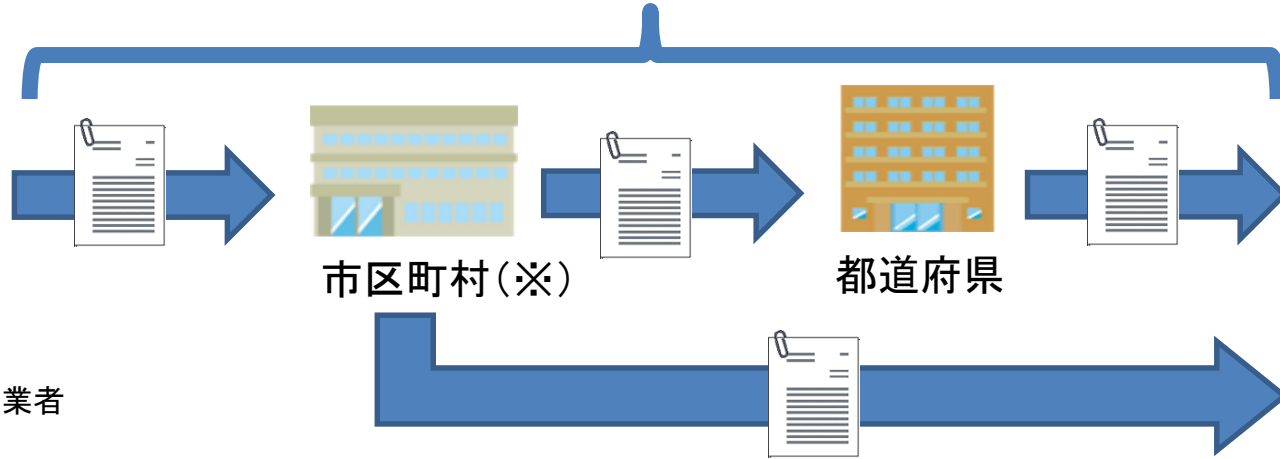
《事故報告様式送付先》

- 幼保連携型認定こども園及び企業主導型保育事業について
 - ・内閣府 子ども・子育て本部（FAX:03-3581-2808 Email:kodomokosodate1@cao.go.jp）
- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園の教育活動中の事故について
 - ・文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課（FAX:03-6734-3736 Email:youji@mext.go.jp）
- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園への通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について
 - ・文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課（FAX:03-6734-3794 Email:anzen@mext.go.jp）
- 認可保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、地域型保育事業、一時預かり事業（認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）、幼稚園で実施する場合以外のもの）、病児保育事業（認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）、幼稚園で実施する場合以外のもの）、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業について
 - ・厚生労働省 子ども家庭局 保育課（FAX:03-3595-2674 Email:hoikuanzen@mhlw.go.jp）
- こちらへも報告してください
 - ・消費者庁 消費者安全課（FAX:03-3507-9290 Email:i.syouhisya.anzen@caa.go.jp）

- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



特定教育・保育施設
特定地域型保育事業者
延長保育事業者
放課後児童クラブ
ファミリー・サポート・センター事業者



市区町村(※)

都道府県

内閣府・文部科学省・
厚生労働省



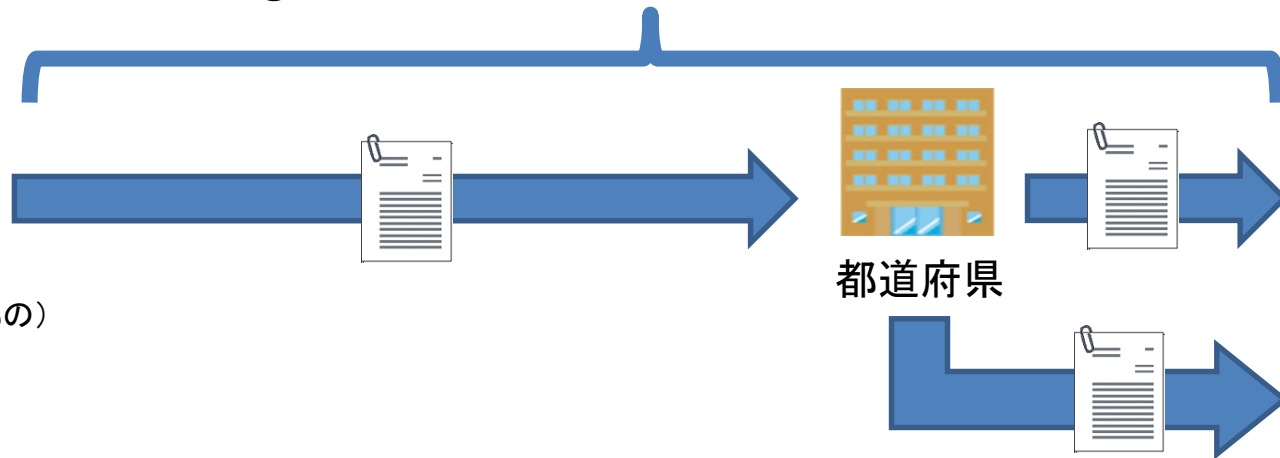
第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）

消費者庁

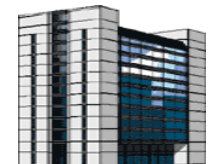
- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



幼稚園
(特定教育・保育施設でないもの)



都道府県



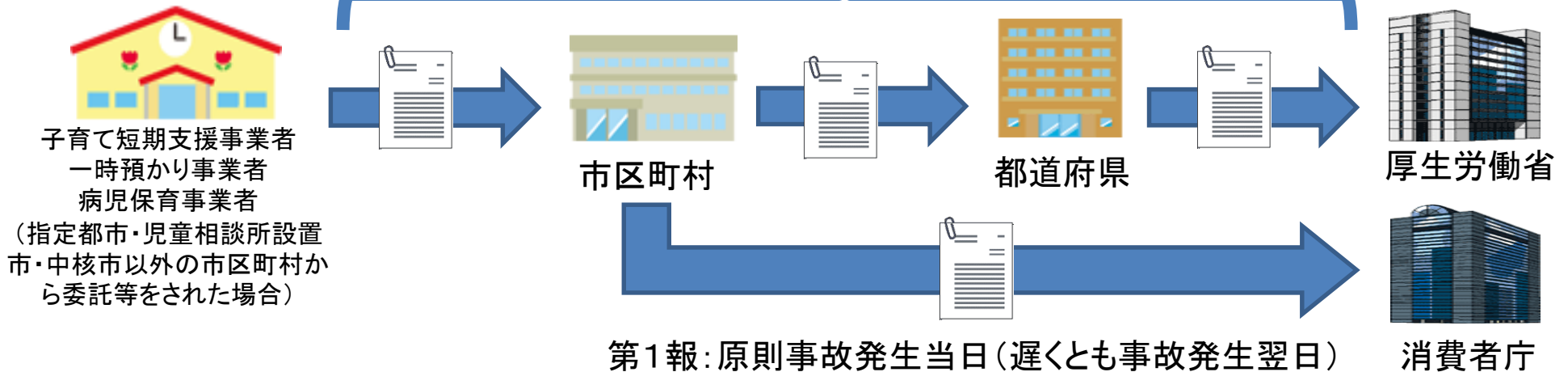
文部科学省



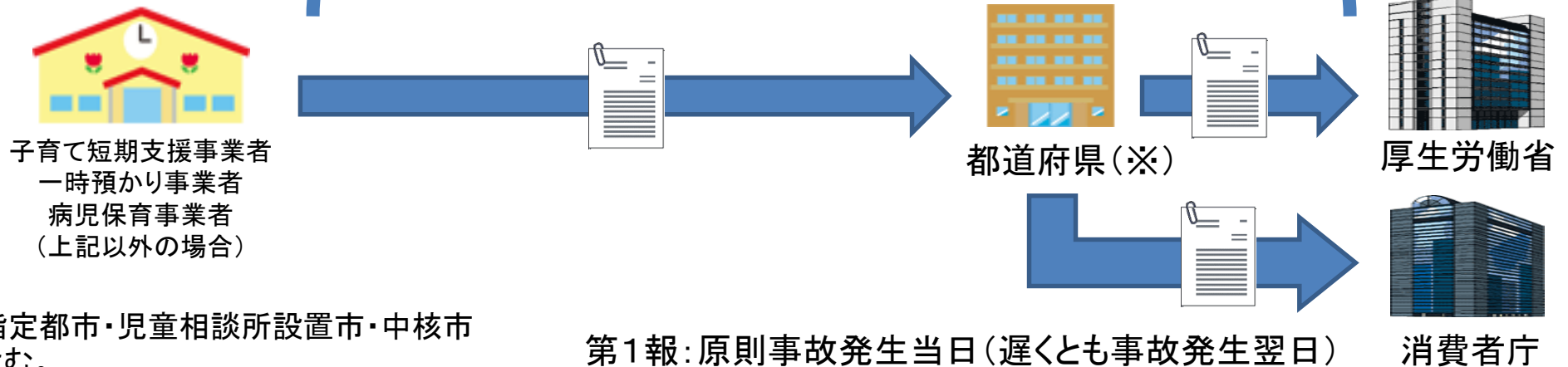
第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）

消費者庁

- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



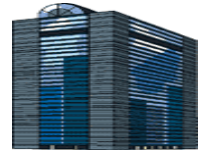
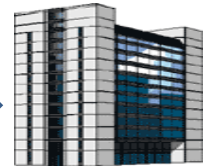
※指定都市・児童相談所設置市・中核市を含む。

- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



都道府県(※)

児童育成協会



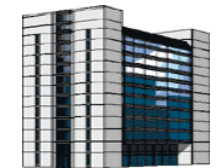
第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）

※指定都市・児童相談所設置市・中核市を含む。

- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



都道府県(※2)



第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）

※1認可外の居宅訪問型保育事業者を含む。

（企業主導型ベビーシッター等利用支援事業の実施事業者は、併せて全国保育サービス協会に報告すること。）

※2指定都市・児童相談所設置市・中核市を含む。